

(様式 4)

件 名： ふるさと納税制度を活用した大学支援制度の創設について
担当課： 総合政策部 公民連携推進室（電話：083-934-2728）

1 背景

本市では、市民や地域、企業などの未来に向けたチャレンジを支えることで、地域課題の解決や市民の暮らしの質の向上、地域経済の活性化につなげることをしている。

こうした中、市民が主体的にまちづくりに参画できる仕組みとして、ふるさと納税を活用した支援制度を令和7年10月から開始し、現在は、文化財保護や動物愛護の推進を目的とした寄附を受け付けている。

この度、その3つ目の取組として、市内の大学が実施する学生の市内定着や人材育成に向けた取組への支援制度を新たに創設し、令和8年9月から寄附の受け入れを開始する。

本制度については、本市としては初めて、個人版に加えて企業版ふるさと納税も活用する。

2 支援制度について

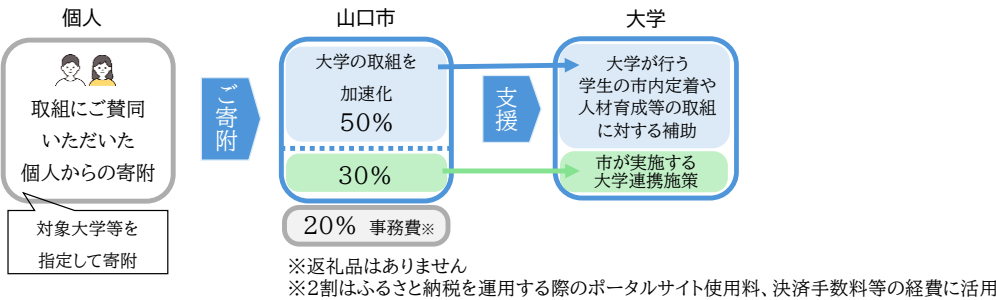
(1) 支援制度の目的

ふるさと納税を活用し、大学が実施する取組に対して支援を行うことで、大学における人材育成を図るとともに、学生の地域社会やまちづくりへの参画を促進し、もって学生の市内定着につなげることを目的とする。

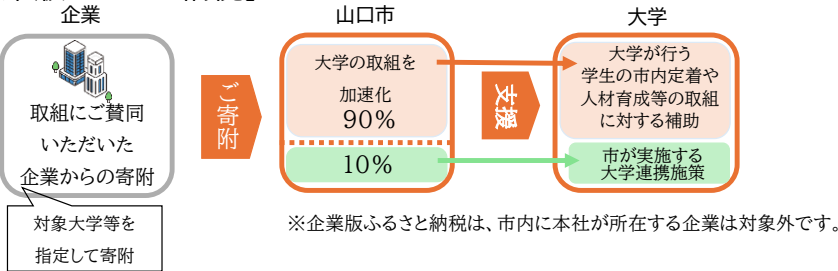
(2) 支援制度の内容

ふるさと納税による寄附受入れ額の一部を大学に対する補助金として交付する。寄附の流れ等は以下のとおり。

【個人版ふるさと納税】



【企業版ふるさと納税】



(3)対象大学

市内に本部を置く大学及び短期大学の設置者

- ・国立大学法人山口大学
- ・公立大学法人山口県立大学
- ・学校法人宇部学園(山口学芸大学、山口芸術短期大学)

(4)補助の対象事業

大学が山口市を主たる活動の場として実施する、以下の事業に対して、市がふるさと納税を活用して支援する。

- ①学生の起業家精神育成に関する事業
- ②地域課題解決のための研究事業
- ③地域社会との連携事業
- ④大学の教育研究環境の整備に関する事業
- ⑤企業や自治体等と協働して行う課題解決型教育及び共同研究等の事業
- ⑥地域活性化人材育成事業
- ⑦学生の自主的企画の支援事業
- ⑧前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

3 今後のスケジュール

令和8年8月 ふるさと納税ポータルサイト、市ウェブサイトの整備

令和8年9月 ふるさと納税の受け入れ開始(大学ごとに寄附を受付)

令和9年4月 補助事業開始



山口市ふるさと納税で

大学の取組を応援 しませんか？



個人版ふるさと納税

個人の皆さまのご支援をお願いします。

- ✓ 山口市外に住民票がある方だけではなく、市内に住民票がある方もご寄附いただけます。
- ✓ ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分が所得税・住民税から軽減されます。

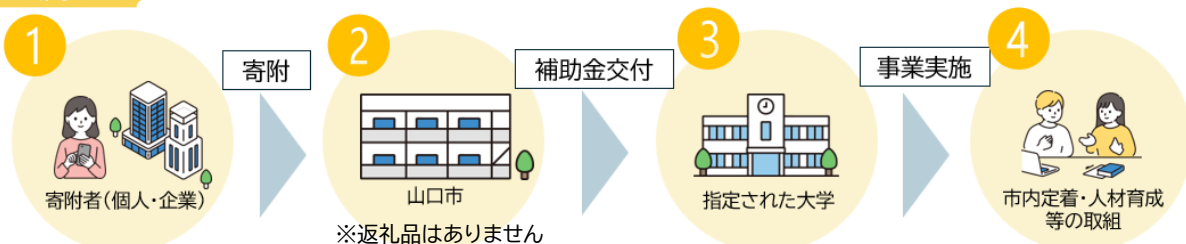


企業版ふるさと納税

企業の皆さまのご支援をお願いします。

- ✓ 山口市外に本社がある企業が対象です。
- ✓ 最大9割の税軽減効果があります。

寄附の流れ



寄附活用事業のイメージ

本事業では、下記の市内大学が実施する取組を指定して応援することができます。皆さまからのご支援は、学生の市内定着や人材育成などの取組に大切に活用させていただきます。



地域に貢献する人材育成
地域で活躍するDX人材や、次世代の産業・地域社会を牽引するリーダー人材の育成をはじめとした、山口の明日を支える学生の学びや研究環境の充実に活用させていただきます。



地域の魅力や企業に触れる取組
新入生が山口の魅力を知り、快適な学生生活をスタートできるよう、市内の観光地や地元企業のブースを巡ることで、地域の魅力に触れる機会を提供するイベント等に活用させていただきます。



教育・保育人材の育成
教育職及び保育職人材を育成するためのフィールドワークや実習、山口市の地域課題の解決に取り組む活動等に活用させていただきます。



地域で活躍する人材の育成
保育職及び教育職人材を育成するためのフィールドワークや実習、地域社会で活躍する人材を育成するための地域課題解決活動(PBL)等に活用させていただきます。

※記載内容は一例です。

寄附の流れ等は裏面をご覧ください ▶▶

大学の取組を応援しませんか？



山口市個人版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP 1 ふるさと納税申込 寄附者

支援先を選択

山口大学 / 山口県立大学

山口学芸大学 / 山口芸術短期大学

※寄附方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP 2 寄附金納付 寄附者

クレジットカードやオンライン決済等により納付

STEP 3 納付確認 山口市

入金確認後、2週間～1か月程度で寄附金受領証明書を送付

STEP 4 税申告(確定申告 / ワンストップ特例申請) 寄附者

● 寄附金の税控除について

- ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。
- 詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

● 確定申告について

- 所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。
- 確定申告をする必要のない給与所得者等である場合には、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

● 寄附の活用について

個人版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、ポータルサイトの利用料・市で行う大学連携の事業費を除く5割を、ご指定いただいた大学の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



山口市企業版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP 1 寄附申出書提出 寄附者

支援先を選択

山口大学 / 山口県立大学

山口学芸大学 / 山口芸術短期大学

※記入方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP 2 寄附金納付 寄附者

「納付書の送付」又は「市口座情報の提示」のどちらかを選択

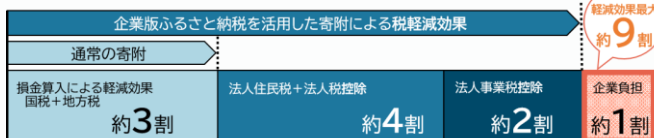
STEP 3 納付確認 山口市

入金確認後、1週間～1か月程度で受領証を送付

STEP 4 税申告 寄附者

● 寄附金の税控除について

- 地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



● 留意事項

- 山口市外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

● 寄附の活用について

企業版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、市で行う大学連携の事業費を除く9割を、ご指定いただいた大学の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから

お問い合わせ

山口市個人版ふるさと納税について

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

☎ 083-934-2941

✉ furu@city.yamaguchi.lg.jp

山口市企業版ふるさと納税・大学連携について

山口市総合政策部公民連携推進室

☎ 083-934-2728

✉ koumin@city.yamaguchi.lg.jp

山口市 個人版 及び 企業版 ふるさと納税で

山口大学の人材育成の 支援をお願いします

山口大学では、DX(デジタルトランスフォーメーション)の重要性の高まりに応え、地域や世界で活躍できるDX人材の育成に取り組んでいます。
頂いたご寄附は修学支援や教室・設備の環境整備など、山口の未来を支える人材育成に活用されます。
皆様の温かいご支援をお願いします。



● 寄附イメージ



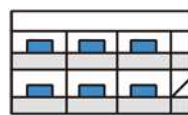
寄附者
(個人・企業)

ふるさと納税をする

税金の控除・還付



山口市



住んでいる/本社がある
自治体



大学支援の取組に活用

● ご寄附を活用する事業



意欲ある学生の学び
を支える「修学支援」



最先端の教育を叶える
「教室・設備の環境整備」



地域社会とつながり、と
もに学ぶ「実践機会の創出」



学生たちの挑戦を後押し
する「自主活動の推進」

皆様のふるさと納税により
学生たちのより良い教育環境を実現します

お問い合わせ

山口大学基金事務局

☎ 083-933-5622

✉ kikin@yamaguchi-u.ac.jp



詳しくはこちらから

寄附の流れ等は裏面をご覧ください ▶▶



山口市個人版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

ふるさと納税申込 寄附者

支援先を選択

山口大学 / 山口県立大学

山口学芸大学 / 山口芸術短期大学

※寄附方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付 寄附者

クレジットカードやオンライン決済等により納付

STEP
3

納付確認 山口市

入金確認後、2週間～1か月程度で寄附金受領証明書を送付

STEP
4

税申告(確定申告 / ワンストップ特例申請) 寄附者

● 寄附金の税控除について

- ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。
- 詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

● 確定申告について

- 所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。
- 確定申告をする必要のない給与所得者等である場合には、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

● 寄附の活用について

個人版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、ポータルサイトの利用料・市で行う大学連携の事業費を除く5割を、ご指定いただいた大学の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



山口市企業版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

寄附申出書提出 寄附者

支援先を選択

山口大学 / 山口県立大学

山口学芸大学 / 山口芸術短期大学

※記入方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付 寄附者

「納付書の送付」又は「市口座情報の提示」のどちらかを選択

STEP
3

納付確認 山口市

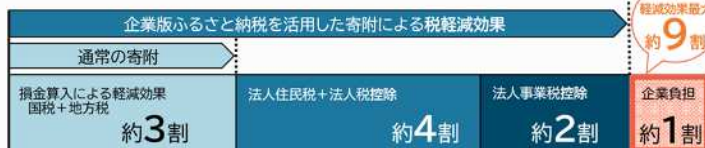
入金確認後、1週間～1か月程度で受領証を送付

STEP
4

税申告 寄附者

● 寄附金の税控除について

- 地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



● 留意事項

- 山口市外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

● 寄附の活用について

山口市企業版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、市で行う大学連携の事業費を除く9割を、ご指定いただいた大学の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



公立大学法人
山口県立大学
Yamaguchi Prefectural University



山口県立大学 公式マスコットキャラクター
「わいびよ」

山口県立大学「学生の県内就職促進」応援プロジェクト

山口県は、人口減少や若者の県外流出という大きな地域課題に直面しています。もし若者たちが都心へ出ていってしまえば、地域の暮らしは成り立ちません。

山口県立大学は「地域社会との共生」を教育理念に掲げ、「地域で学び、地域で働き、暮らしてもらう」ための人材育成に力を注いでいます。皆さまからお寄せいただく寄附金は、学生たちの成長を支え、卒業後の地元就職につながる『3つの重点取組』に活用させていただきます。

山口県立大学を応援することは、山口の未来を育てることです。

未来を担う若者の育成・定着に向けた取組に、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

寄附金を活用する『3つの重点取組』



1 出会う 「SMALL FREE BIRD WEEK」の開催

入学式後の一週間、新入生が山口の魅力を知り、快適な学生生活をスタートできるよう、「地域をあげて」歓迎・応援する本学独自の取組です。市内の観光地や地元企業のブースを巡ることで、地域の魅力に触れる機会を提供しています。

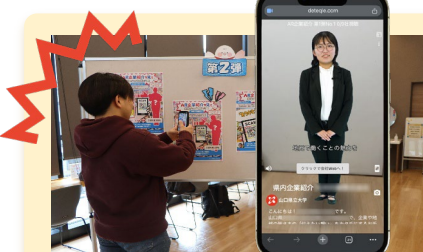


2 語り合う 「教えて！先輩！ランチミーティング」の開催

お弁当を囲みながら、県内企業で活躍するOB・OGや若手社員と、アットホームな雰囲気の中で素直に意見交換できる場を開催しています。学内で気軽に交流しながら、山口で働くことへの意識を高める、貴重な機会となっています。

3 伝える デジタルを活用した「AR企業紹介」の実施

学内ポスターのQRコードをスマートフォンで読み取ると、AR(拡張現実)技術により、企業概要や採用情報だけでは伝わらない「先輩の日常」や「職場の1日」を、リアルに体験できます。学内にいながら気軽にOB・OG訪問ができる、新しい形のキャリア情報発信です。



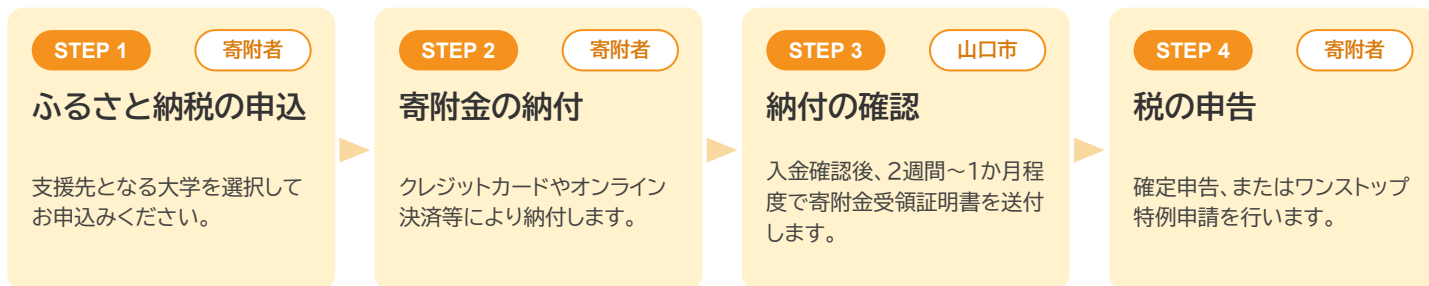
山口市ふるさと納税で、大学を応援しませんか？

山口市にふるさと納税をしていただくと、寄附額の一部が、お選びいただいた大学へ交付されます。
ご寄附は、学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用されます。



山口市 個人版 ふるさと納税について

寄附の流れ



寄附金の税控除について

ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

確定申告について

所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。確定申告をする必要のない給与所得者等である場合は、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

指定先への寄附額の交付

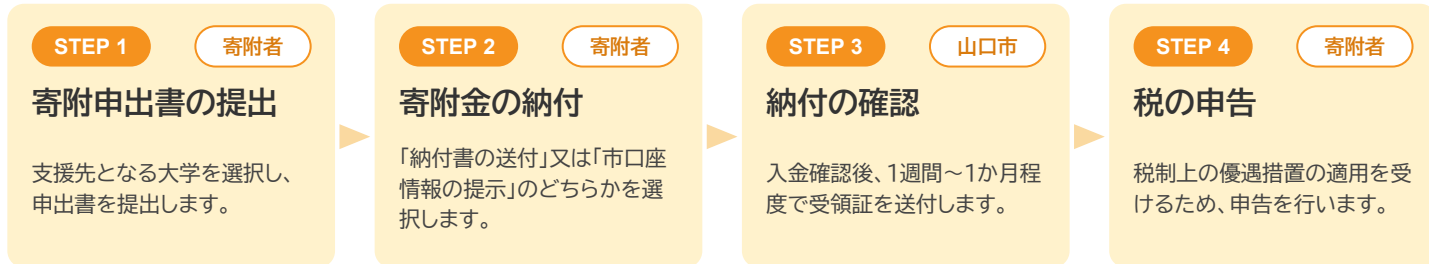
寄附額の **5割** を大学へ
ご指定の大学の学生支援の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちら

山口市 企業版 ふるさと納税について

寄附の流れ



寄附金の税控除について

地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆さまが寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。

企業版ふるさと納税を活用した寄附による税軽減効果			
通常の寄附			
損金算入による軽減効果 国税+地方税 約3割	法人住民税+法人税控除 約4割	法人事業税控除 約2割	企業負担 約1割



ご寄附にあたっての留意事項

- ・ 山口市外に本社がある企業が対象です。
- ・ 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- ・ 寄附の代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

指定先への寄附額の交付

寄附額の **9割** を大学へ
ご指定の大学の学生支援の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちら

お問い合わせ

山口市個人版ふるさと納税について
山口市 商工振興部 ふるさと産業振興課

TEL:083-934-2941 E-mail: furu@city.yamaguchi.lg.jp

山口市企業版ふるさと納税・大学連携について
山口市 総合政策部 公民連携推進室

TEL:083-934-2728 E-mail: koumin@city.yamaguchi.lg.jp

山口市ふるさと納税を活用した市内大学の取組支援 ふるさと納税で山口学芸大学を応援！



山口学芸大学は、主に教育者及び保育者を養成する大学として感性豊かな人材を育成しています。本学の入学生は9割以上を県内出身者が占めていて、卒業生の9割以上が県内に就職しており、地域に必要とされる人材を送り出し続けています。

今後、大学進学適齢者の減少が予想されていますが、引き続き地域に必要とされる人材の育成に取り組んでいきます。

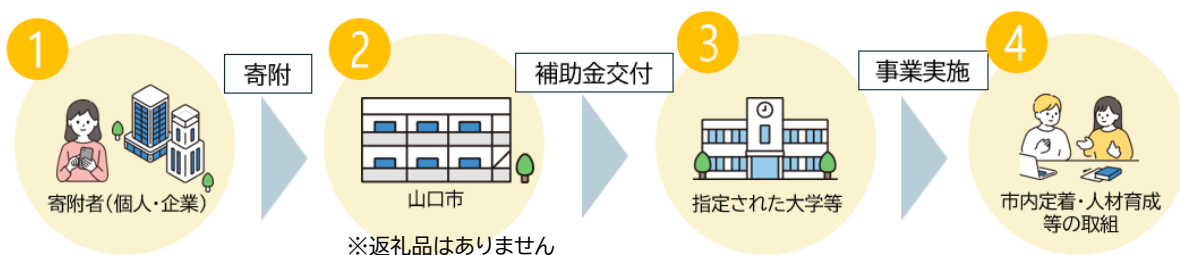
ふるさと納税により皆様からいただいた寄附金は、本学の人材育成等の取り組みに活用させていただきます。

皆様の温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○寄附金を活用した取り組み事例

- ・教育職及び保育職人材を育成するためのフィールドワークや実習への支援
- ・山口市の地域課題の解決に取り組む活動への支援
- ・山口市の施設等を活用したイベント活動への支援
- ・地元企業等と連携した就業体験活動等への支援
- ・教育研究環境の整備 等

● 寄附イメージ



山口市ふるさと納税(市内大学支援)について、詳しくは裏面をご覧ください。

本学のお問い合わせ先

山口学芸大学 総務部企画課 TEL:083-972-3288

大学の取組を応援しませんか？



山口市個人版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

ふるさと納税申込 寄附者

支援先を選択
山口学芸大学

※寄附方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付 寄附者

クレジットカードやオンライン決済等により納付

STEP
3

納付確認 山口市

入金確認後、2週間～1か月程度で寄附金受領証明書を送付

STEP
4

税申告(確定申告 / ワンストップ特例申請) 寄附者

● 寄附金の税控除について

- ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。
- 詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

● 確定申告について

- 所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。
- 確定申告をする必要のない給与所得者等である場合には、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

● 寄附の活用について

個人版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、ポータルサイトの利用料・市で行う大学連携の事業費を除く5割を、ご指定いただいた大学等の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



山口市企業版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

寄附申出書提出 寄附者

支援先を選択
山口学芸大学

※記入方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付 寄附者

「納付書の送付」又は「市口座情報の提示」のどちらかを選択

STEP
3

納付確認 山口市

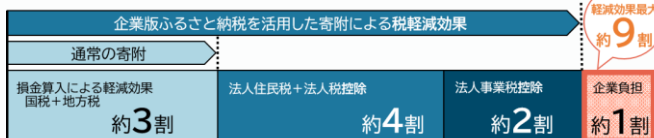
入金確認後、1週間～1か月程度で受領証を送付

STEP
4

税申告 寄附者

● 寄附金の税控除について

- 地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



● 留意事項

- 山口市外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

● 寄附の活用について

山口市企業版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、市で行う大学連携の事業費を除く9割を、ご指定いただいた大学等の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから

お問い合わせ

山口市個人版ふるさと納税について

山口市商工振興部ふるさと産業振興課
☎ 083-934-2941
✉ furu@city.yamaguchi.lg.jp

山口市企業版ふるさと納税・大学連携について

山口市総合政策部公民連携推進室
☎ 083-934-2728
✉ koumin@city.yamaguchi.lg.jp

山口市ふるさと納税を活用した市内大学の取組支援 ふるさと納税で山口芸術短期大学を応援！



山口芸術短期大学



山口芸術短期大学は、保育者及び教育者をはじめとして様々な分野で活躍する感性豊かな人材を育成しています。本学の入学生は9割以上を県内出身者が占めていて、卒業の9割以上が県内に就職しており、地域に必要とされる人材を送り出し続けています。

今後、大学進学適齢者の減少が予想されていますが、引き続き地域に必要とされる人材の育成に取り組んでいきます。

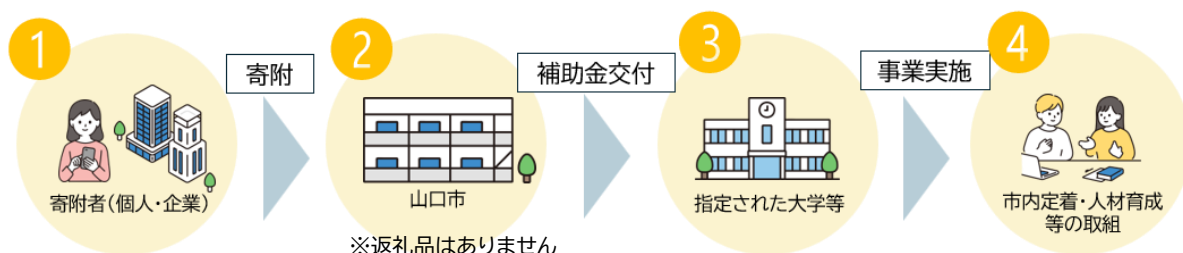
ふるさと納税により皆様からいただいた寄附金は、本学の人材育成等の取組みに活用させていただきます。

皆様の温かいご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

○寄附金を活用した取組事例

- ・保育職及び教育職人材を育成するためのフィールドワークや実習への支援
- ・地域社会で活躍する人材を育成するための地域課題解決活動(PBL)への支援
- ・山口市の地域課題の解決に取り組む活動への支援
- ・山口市の施設等を活用したイベント活動への支援
- ・地元企業等と連携した就業体験活動等への支援
- ・教育研究環境の整備 等

● 寄附イメージ



山口市ふるさと納税(市内大学支援)について、詳しくは裏面をご覧ください。

本学のお問い合わせ先

山口芸術短期大学 総務部企画課 TEL:083-972-2880

大学の取組を応援しませんか？



山口市個人版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP 1 ふるさと納税申込 寄附者

支援先を選択

山口芸術短期大学

※寄附方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP 2 寄附金納付 寄附者

クレジットカードやオンライン決済等により納付

STEP 3 納付確認 山口市

入金確認後、2週間～1か月程度で寄附金受領証明書を送付

STEP 4 税申告(確定申告 / ワンストップ特例申請) 寄附者

● 寄附金の税控除について

- ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。
- 詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

● 確定申告について

- 所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。
- 確定申告をする必要のない給与所得者等である場合には、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

● 寄附の活用について

個人版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、ポータルサイトの利用料・市で行う大学連携の事業費を除く5割を、ご指定いただいた大学等の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



山口市企業版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP 1 寄附申出書提出 寄附者

支援先を選択

山口芸術短期大学

※記入方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP 2 寄附金納付 寄附者

「納付書の送付」又は「市口座情報の提示」のどちらかを選択

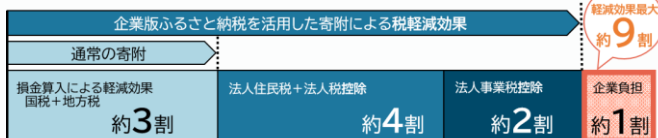
STEP 3 納付確認 山口市

入金確認後、1週間～1か月程度で受領証を送付

STEP 4 税申告 寄附者

● 寄附金の税控除について

- 地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



● 留意事項

- 山口市外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

● 寄附の活用について

山口市企業版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、市で行う大学連携の事業費を除く9割を、ご指定いただいた大学等の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから

お問い合わせ

山口市個人版ふるさと納税について

山口市商工振興部ふるさと産業振興課

☎ 083-934-2941

✉ furu@city.yamaguchi.lg.jp

山口市企業版ふるさと納税・大学連携について

山口市総合政策部公民連携推進室

☎ 083-934-2728

✉ koumin@city.yamaguchi.lg.jp